9　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をヨルダン・ハシェミット王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十二月二十一日にアンマンで

ヨルダン・ハシェミット王国駐在

日本国特命全権大使　櫻井修一

ヨルダン・ハシェミット王国

計画・国際協力大臣

イマード・ナジブ・

ファーフーリー閣下

（ヨルダン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をヨルダン・ハシェミット王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十二月二十一日にアンマンで

ヨルダン・ハシェミット王国

計画・国際協力大臣

イマード・ナジブ・

ファーフーリー

ヨルダン・ハシェミット王国駐在

日本国特命全権大使　櫻井修一閣下

○外務省告示第十七号

平成二十八年十二月二十八日にカトマンズで、トリブバン大学教育病院医療機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

平成二十九年一月十七日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　トリブバン大学教育病院医療機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　七億五千四百万円

3　贈与の供与期限　平成三十四年十月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　小川正史在ネパール大使

ネパール側　シャンタ・ラジ・スベディ財務省次官

○外務省告示第十八号

平成二十八年十二月二十八日にカトマンズで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

平成二十九年一月十七日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億五千万円

3　署名者

日　本　側　小川正史在ネパール大使

ネパール側　シャンタ・ラジ・スベディ財務省次官

○農林水産省告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岩手県盛岡市繋字舘市一八の一、一八の三、一八の三二、一八の三三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字舘市一八の一・一八の三・一八の三二・一八の三三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び盛岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年一月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年一月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府綾部市井根町山生谷二の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市・青梅市・西多摩郡奥多摩町・日の出町・檜原村（以上二市二町一村について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都あきる野市・青梅市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備